

第 14 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和 8 年 2 月 13 日（金） 13:30～15:40

2. 開催場所：日本電気協会 A 会議室＋Web

3. 出席者：（敬称略）

【委員長】 日高〔東京電機大学〕

【委員】 若月〔主婦連合会〕

奥田〔電気保安協会全国連絡会〕

會津〔全日本電気工事業工業組合連合会〕

中嶋〔（一社）日本電機工業会〕

東嶋〔科学ジャーナリスト〕

首藤〔（株）社会安全研究所〕

中村〔ひなた総合法律事務所〕

【委任状提出】 熊田〔東京大学〕、山本〔送配電網協議会〕、

【オブザーバー】 横山〔経済産業省〕、橘〔（一社）日本電気協会〕

【事務局】 原山、小林、永野〔（一社）日本電気協会〕

4. 配付資料：

※ 資料番号に下線が付いているものは、著作権の関係から資料を配付せずに画面投影のみ。

資料 No.1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿（令和 8 年 2 月 13 日現在）

資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程

資料 No.1-3 第 13 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

資料 No.2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書（案）の概要について

資料 No.3-1 JIS T 1022(2023)「病院電気設備の安全基準」に関する全体評価書（案）

資料 No.3-2 JIS T 1022(2023)「病院電気設備の安全基準」

資料 No.4-1 JIS B 8210(2025)「安全弁」に関する全体評価書（案）

資料 No.4-2 JIS B 8210(2025)「安全弁」

資料 No.5-1 JIS B 8265(2024)「圧力容器の構造—一般事項」に関する全体評価書（案）

資料 No.5-2 JIS B 8265(2024)「圧力容器の構造—一般事項」

資料 No.6-1 JIS G 3101(2024)「一般構造用圧延鋼材」に関する全体評価書（案）

資料 No.6-2 JIS G 3101(2024)「一般構造用圧延鋼材」

資料 No.7-1 JIS G 3106(2024)「溶接構造用圧延鋼材」に関する全体評価書（案）

資料 No.7-2 JIS G 3106(2024)「溶接構造用圧延鋼材」

資料 No.8-1 JIS G 3129(2024)「鉄塔用高張力鋼鋼材」に関する全体評価書（案）

資料 No.8-2 JIS G 3129(2024)「鉄塔用高張力鋼鋼材」

資料 No.9-1 JIS G 3474(2024)「鉄塔用高張力鋼管」に関する全体評価書（案）

資料 No.9-2 JIS G 3474(2024)「鉄塔用高張力鋼管」

資料 No.10-1 JIS C 8201-3(2025)「低圧開閉装置及び制御装置－第3部：開閉器，断路器，断路器用開閉器及びヒューズ組みユニット」に関する全体評価書（案）

資料 No.10-2 JIS C 8201-3(2025)「低圧開閉装置及び制御装置－第3部：開閉器，断路器，断路器用開閉器及びヒューズ組みユニット」

資料 No.11-1 JIS G 3456(2024)「高温配管用炭素鋼鋼管」に関する全体評価書（案）

資料 No.11-2 JIS G 3456(2024)「高温配管用炭素鋼鋼管」

資料 No.12 第130回日本電気技術規格委員会 議事要録

資料 No.13 電気設備の技術基準の解釈の改正及び民間規格との関連付けに関する要請（経済産業省への要請文案） ※JIS G 3129(2024)、JIS C 8201-3 (2025)、JIS G 3456(2024)

資料 No.14 電気設備の技術基準の解釈に関連付けられた JESC 規格の一部改定に関する報告案（経済産業省への報告文案） ※JIS T 1022(2023)、JIS B 8210(2025)、JIS B 8265(2024)、JIS G 3101(2024)、JIS G 3106 (2024)、JIS G 3474(2024) 他7規格
注：「他7規格」は定期確認のためプロセス評価委員会の審議対象外

参考資料 1 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）

参考資料 2 日本電気技術規格委員会 規約等一式

参考資料 3 第13回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 全体評価書(審議後・抜粋)

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者10名（委任状を含む。）であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数7名（委員総数の3分の2以上）を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 横山係長の参加報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらないことが委員会で確認された。

5-4. 前回（第 13 回）委員会議事要録の報告

事務局より、資料No.1-3 に基づき、第 13 回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録について、説明が行われた。

なお、今回より議事要録の確認方法が変更となり、委員会前に内容が確定され、議事要録として JESC ホームページに掲載したことも併せて報告した。

5-5. 全体評価書（案）の審議について

（審議）

事務局より、資料No.2 から資料No.12 に基づき、全体評価書（案）等について説明があった。

審議の結果、以下の全体評価書（案）は、指摘事項を反映することを条件に出席委員の全員賛成により承認された。

なお、全体評価書は、国へ提出する要請書に添付する。

○JIS T 1022(2023)「病院電気設備の安全基準」に関する全体評価書

○JIS B 8210(2025)「安全弁」に関する全体評価書

○JIS B 8265(2024)「圧力容器の構造－一般事項」に関する全体評価書

○JIS G 3101(2024)「一般構造用圧延鋼材」に関する全体評価書

○JIS G 3106(2024)「溶接構造用圧延鋼材」に関する全体評価書

○JIS G 3129(2024)「鉄塔用高張力鋼鋼材」に関する全体評価書

○JIS G 3474(2024)「鉄塔用高張力鋼管」に関する全体評価書

○JIS C 8201-3(2025)「低圧開閉装置及び制御装置－第 3 部：開閉器，断路器，断路用開閉器及びヒューズ組みユニット」に関する全体評価書

○JIS G 3456(2024)「高温配管用炭素鋼鋼管」に関する全体評価書

（質問 Q、回答 A、コメント C）

Q1：資料No.2、P16 他、適用欄が「－」の場合は、適用対象が規格全体になる。今までもこの記載であるため「－」でも良いとは思いますが、分かりにくいとも感じる。適用欄が「－」の場合は、規格全体を示すというのは、どこかに書いてあったのか。

A1：経緯は不明であるが、第 1 回プロセス評価委員会において審議した時から全体を適用する場合は「－」とするものとなっている。

Q2：脚注または他の場所に『適用欄の「－」は全体を示す』との旨を記載しておけば良いのではないか。本文中に記載する場合は、関係する箇所を全体的に修正する必要があると思うため、脚注等に追加してはどうか。

A2：現在の資料においても脚注に「※」で説明書きがあるため、脚注に適用欄の読み方を追加することは可能である。次回から脚注に説明を追加する。

Q3：資料No.2、P12、JESC での確認結果欄において、「規定内容（品質・性能）は同等以上である」との記載がある。旧 JIS と新 JIS の規定内容に変更がなければ、この記載に全く問題はない。また、規定項目の追加についても、追加により色々なことができるため良い。一方で、「試験・測定の緩和等が実施された」とあるが、試験や測定が緩和されても規定内容（品質・性能）同等であるというのは、どのような判断からか。緩和例を示し、こういう緩和であるため測定結果に要求される性能評価はほとんど変わらないとなるのであれば良いが、どうであるのか。

A3：ご指摘の通り、この表記では誤解されるかも知れない。試験・測定の緩和等に相当するのは、JIS の主な改正点欄の 2 番目の項目の「背圧が存在しても水圧試験を実施しなくても良い条件を追加した」であり、条件付きで緩和したとの内容となる。

Q4：条件を満たすことで、元々要求している品質性能と同等であるということか。

A4：その通り。ASME 規格等に合わせて条件を追加したため、同等であるとの趣旨である。

C1：JESC での確認結果に緩和との記載があると誤解される可能性があるため、緩和ではなく試験測定の一部変更といった表現にすれば良いのではないか。

Q5：民間規格等作成機関である電気設備技術基準関連規格等調査委員会の作成資料では、緩和との記載になっているのか。なお、プロセス評価委員会は、技術的な内容を審議する場ではないため、表現上の確認程度の意味と捉えて頂ければ良い。

A5：その通り。電気設備技術基準関連規格等調査委員会の記載を引用したため、配付資料と同じ記載となっている。

Q6：当該 JIS の画面投影は可能であるか。

A6：議事次第の配付資料欄に JIS 規格は画面投影のみと記載しているため、投影は可能である。資料No.4-2 JIS B 8210 の当該ページを投影する。

緩和と記載した箇所は、7.3 水圧検査が該当し、ここでは水圧試験を規定している。配付資料には旧規格が含まれていないため、新規格のみでの説明となるが、7.3.1 適用の b)3)に「既存背圧の指定がないもの」との規定がある。また、解説の 5 主な改正点の b)1)に「水圧検査」において、「旧規格では、ISO 規格に合わせ、背圧が存在する場合は、必ず水圧試験を実施することと規定したが、ASME 規格などの規格では、開放形など、必ずしも背圧型の水圧試験まで必要とはされていないものがあることなどを踏まえ、背圧が存在しても水圧試験を実施しなくてもよい条件を追加した。」との記載がある。言い換えれば、規格の改定は、JIS の規定内容を ASME 規格と整合させる形に変更したもので、規定内容を一律に緩和する訳ではなく、緩和条件を追加したというのが趣旨となる。

Q7：旧規格では、必ず水圧試験を実施しなければいけない規定となっていたが、緩和条件を追加したという理解で良いのか。

A7：その通り。海外規格等と整合させているため、JESC での確認結果欄に規定内容（品質・性能）同等以上と記載した。

Q8：電気設備技術基準関連規格等調査委員会としては、旧規格では、必ず水圧試験を実施すると要求していたものを、条件付きで実施しなかったり、他の方法で代替したりするため、緩和という言葉を使ったと考えるのか。

A8：事業者の方から見た表現にしたため、緩和という言葉を使った。

Q9：プロセス評価委員会の配付資料として考えた場合、JESC での確認結果欄は、緩和等が実施されたのであれば、規定内容（品質・性能）同等ではないとのご指摘を受けると思う。本欄の記載をどの様にしたら、実態を表す適切な表現となるのか。

A9：緩和と記載したのでは、プロセス評価委員会の配付資料として適切ではないかも知れないため、JIS の規定内容から判断し、「緩和」は、「条件変更」とすれば良いのではないかと考える。

Q10：プロセス評価委員会の配付資料は、公開されるのか。

A10：公開はされない。委員会で審議を行うための資料である。

C2：委員会内部で誤解を生じない様にすれば良いということであるなら、プロセス評価委員会では審議プロセスの評価をきちんと行っていることが分かれば良い。配付資料が実態を表す適切な表現となっていなかったため、委員会で評価しないという訳ではない。

Q11：JESC での確認結果欄の記載を「緩和」から「条件変更」に変更することについて、JESC に連絡した方が良い。公開されるものではないが、委員会資料として残るため、時間が経過した時に、なぜ緩和等が実施されて規定内容（品質・性能）同等であるとしたのかという同様の質問を受ける可能性があるのは良くないと考える。

A11：プロセス評価委員会の審議結果を JESC 委員に報告する際、JESC での確認結果欄の記載を「緩和」から「条件変更」に変更したことについても併せて報告する。

Q12：資料No.3-1、P2、3. 委員会の主な意見及び対応の説明欄、(意見 2) において、JESC ホームページに掲載されているリスト A の適用欄には、①規格名と該当する項目を記載してこれに適合すること、②該当する項目のみを記載してこれに適合することの 2 パターンがある。JESC ホームページのリスト A には、規格名欄と適用欄があり、それぞれに規格名が書かれている場合がある。適用欄の規格名と規格名欄に記載の規格名とは異なるのか。

A12：適用欄の書き方には何パターンもあり、リスト化の制度が始まった頃の規格については、①規格名と該当する項目を記載してこれに適合すること、の記載となっている。一方、最近の記述では、②該当する項目のみを記載してこれに適合することの簡単な記載であり、規格の中で適用される項目の表題のみとなっている。

JESC ホームページを投影しながら、具体的な内容を説明する。最近では、例えばリスト A の 1 行目である、電技解釈第 5 条第 2 項第二号イの JIS C 3010(2019)の

適用欄の様に、『「附属書 CF」に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。』となっている。これは、②該当する項目のみを記載してこれに適合すること、の記載に該当する。一方、例えばリスト A の 12 行目である、第 9 条第 4 項第四号イの JIS H 3300(2018)の適用欄は、『「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管の C 1100、C 1201 又は C 1220 であること。』となっており、規格名の「銅及び銅合金の継目無管」が適用欄に記載されている。これは、①規格名と該当する項目を記載してこれに適合すること、の記載に該当する。

Q13：適用欄に記載の C 1100、C 1201、C 1220 は規格番号ではないのか。規格番号欄の JIS H 3300(2018)とは異なる規格を意味するのか。

A13：C 1100、C 1201、C 1220 は、規格である JIS H 3300 の中に規定している合金の種類を表す記号の一部である。規格内で規定している合金の種類のうち、C 1100、C 1201、C 1220 のみが適用されるという意味になる。

Q14：資料No.3-1、P12、資料の表題が「電気設備技術基準関連規格調査委員会の審議に係わる説明」となっているが、差出人の委員会名は「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」である。表題についても「電気設備技術基準関連規格等調査委員会の審議に係わる説明」となるのではないか。

A14：記載ミスであるため、「電気設備技術基準関連規格等調査委員会の審議に係わる説明」に修正する。なお、同じ記載は資料No.4-1～No.11-1 にもあるため、併せて修正する。

Q15：JESC ホームページのリスト A の適用欄の記載は、本来は統一した方が良いと思うが、リスト化の制度が始まった頃の比較的古いものについては、修正せずに現状通りと考えて良いのか。

A15：その通り。リスト A 自体が電技解釈の前文と関連しているためである。変更するとすれば、5 年後や 10 年後の定期確認のタイミングとなるが、変更するかどうかはその時の国の考え方による。なお、リスト A は JESC が自主的にホームページに掲載している規格ではないため、国の了解を得ない限り変更はできない。

5-6. 国への要請案及び報告案について（審議）

事務局より、資料No.13 及び資料No.14 に基づき、国への要請案及び報告案について説明があった。

審議の結果、出席委員の全員賛成により承認された。

なお、要請書及び報告書には、今回承認された全体評価書を添付して国へ提出する。

6. その他

6-1. 次回開催日について

事務局より、次年度のプロセス評価委員会の開催は、3 回程度の開催を予定しているとの説明があった。

なお、日程は別途調整の上決定することとした。

6-2. 国の内規の改正について（報告）

事務局より、プロセス評価委員会に係る国の内規である、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」（以下、「内規」という）が改正されたとの報告があった。

主な内容は、以下の通り。

- ・令和 7 年 11 月 20 日付で内規が一部改正となった。
- ・変更となった項目は、「3. 民間規格等の省令基準への適合性確認のプロセス」である。
- ・具体的には、国は民間規格評価機関が要件を満たしていることの確認は、「1 年ごとの定期報告」であったものが、「継続して評価を適切に実施していると国が認めた民間規格評価機関にあっては、3 年ごとに行う定期報告」に変更となった。

（質問 Q、回答 A）

Q1：国に民間規格評価機関として認めて頂くため、3 年ごとの定期報告において、JESC から何らかの申請を行うのか。

A1：JESC から国へ申請を行うことはない。国が JESC に対し確認を行うのみである。

Q2：国による民間規格評価機関が要件を満たしていることの確認は、従前通りに 1 年ごとに行うのか。

A2：JESC は、継続して評価を適切に実施している民間規格評価機関であると国が認めたため、3 年ごとの定期報告に変更となった。なお、内規は、電力安全小委員会での審議を想定していると思われる。

以 上